



2005/1/24

IPアドレス管理指定事業者連絡会

IPv6アドレスにおけるサービスの拡張について

(社)日本ネットワークインフォメーションセンター
IP事業部



もくじ

1. 拡張サービスの概要
2. 既にJPNICの取次ぎサービスを利用して割り振りを受けられているIP指定事業者様へ
3. 今後のスケジュール
4. その他
5. Q&A



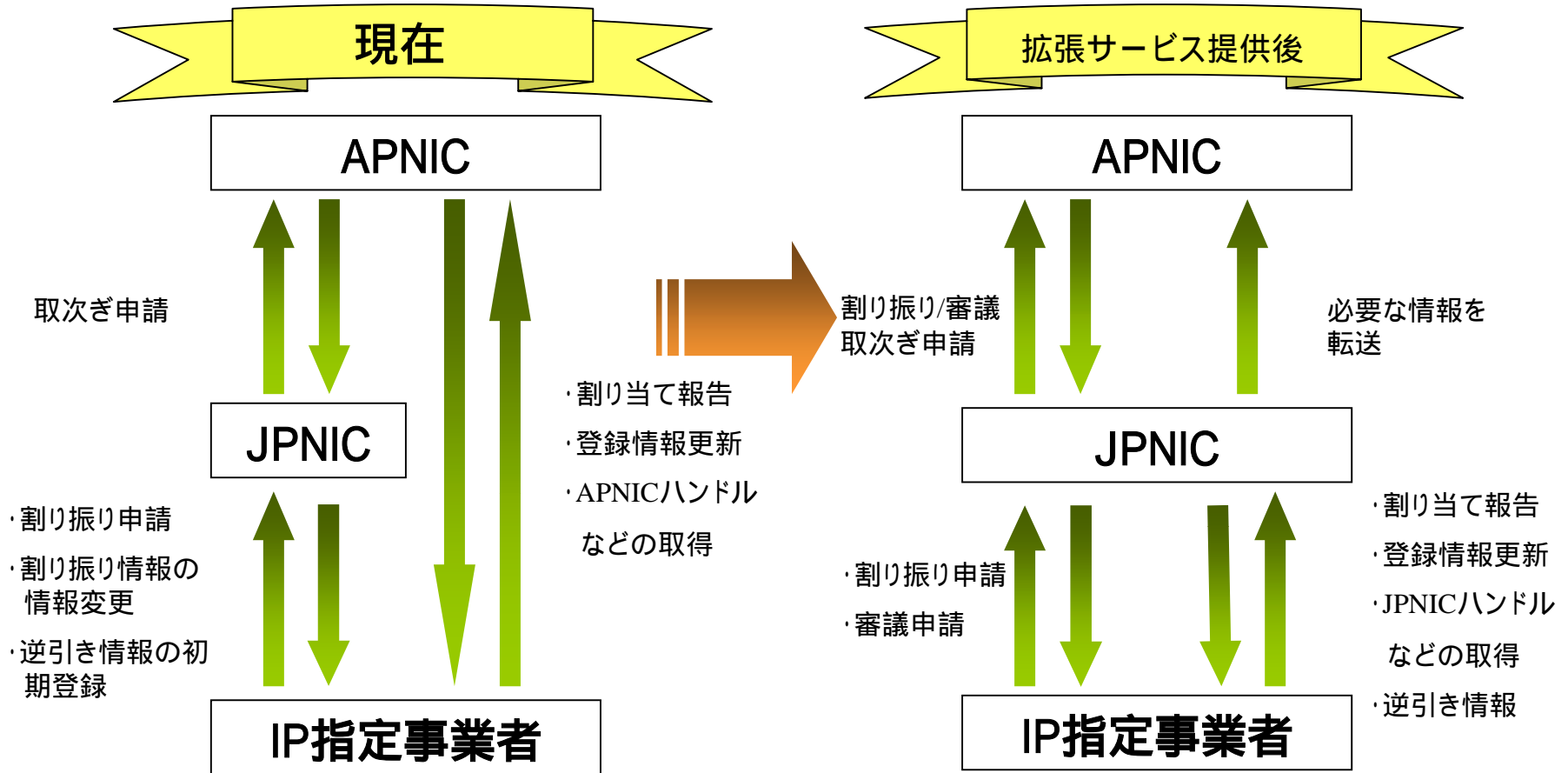
拡張サービスの概要

拡張サービスの概要

- 2005年5月中旬よりサービス開始
 - IPv4 アドレスと同様、割り当て報告などデータベース登録を含めたIPv6アドレス関連の全ての申請の受け付けを開始します。
 - ID/パスワードによる認証
 - Web、トランザクションによる申請の受け付け
 - 割り振り審議、割り当て審議
 - 申請に関する問い合わせ など

拡張サービス提供にともない、現在提供している取次ぎサービスは終了いたします。

現在と今後のサービスの違い(1)





現在と今後のサービスの違い(2)

申請の種類	申請先	
	拡張サービス以前	拡張サービス提供後
割り振り/割り振り返却申請	JPNIC/APNIC	JPNIC/APNIC
割り当て報告	APNIC	JPNIC
記載事項の変更	APNIC(割り振り情報のみJPNIC)	JPNIC
割り当て済みアドレスの返却	APNIC	JPNIC
ハンドルの取得	APNIC(APNICハンドルであるため)	JPNIC(JPNICのハンドルであるため)
割り当て審議申請	JPNIC/APNIC	JPNIC/APNIC
逆引きネームサーバー登録・変更	初期登録はJPNIC、変更はAPNIC	JPNIC



APNICとJPNICの役割

- APNIC
 - アドレス審議の最終確認、払い出し
 - IP指定事業者に対する逆引き空間の委譲
 - JPNICから転送した割り振り、割り当て情報のWHOISでの情報公開
- JPNIC
 - IP指定事業者からの各種申請受け付け、登録
 - APNICへの申請
 - 割り当て情報等のJPNICWHOISでの公開



登録情報、公開情報について

項目名	登録	WHOISでの公開	記載例
IPネットワークアドレス			2001:0**2::/48
ネットワーク名			JPNIC-NET
区分		×	ユーザ割り当て
組織名			社団法人日本ネットワークインフォメーションセンター
Organization			Japan Network Information Center
郵便番号		×	101-0047
住所		×	千代田区内神田2-3-4国際興業神田ビル6F
Address		×	6F Kokusai-kougyou-kanda Bldg, 2-3-4 Uchikanda, Chiyoda-ku, Tokyo 101-0047, Japan
管理者連絡窓口			JPXXXXXXXX (*1)
技術連絡担当者			JPXXXXXXXX (*1)
Abuse			abuse@*.nic.ad.jp(*2)
ネームサーバ	(任意)		ns*.nic.ad.jp
通知アドレス	(任意)	×	jpnict-notify@*nic.ad.jp

(*1) 管理者連絡窓口は技術連絡担当者の項目は、担当グループ情報をご登録いただくことを推奨

(*2) 割り振り情報のみ

Copyright (c) 2005 社団法人 日本ネットワークインフォメーションセンター



手続き等の関連文書について

- 「IPアドレス割り当て等に関する規則」を改定
 - IPv6拡張サービスを考慮
- 「JPNICにおけるIPv6割り振りおよび割り当てポリシー」を新設
 - アドレスポリシー文書
 - 既存のAPNICのアドレスポリシーを元に作成
- 「IPv6アドレス申請手続きについて(仮)」を新設
 - 割り振り、割り当て報告、記載事項の変更など手続きに関する文書
- 「JPNICにおけるIPv6取次ぎサービスについて」を廃止

これらの文書は事前に公示期間を設けます。

その他

- 割り振り基準や、割り当て基準は変更ありません
- IPアドレス維持料、割り振り手数料は変更ありません



既にJPNICの取次ぎサービスを利用して割り
振りを受けられているIP指定事業者様へ

既に割り振りを受けられている IP指定事業者様へのお願い

サービスの拡張後は、既にJPNICの取次ぎサービスを利用して割り振られたアドレス空間は、JPNIC管理下に移管していただき、その後はIPv6アドレスのアドレス管理に関する各種手続きは、JPNICに対して行なっていただけますようお願いいたします。

JPNIC管理下へ移管するかどうかはIP指定事業者様でご選択いただくことが可能です。

JP NIC 既にAPNICのデータベースに登録済 みの情報について

- APNICデータベースに登録済みの割り当て情報
など(以下「登録情報」とします)
 - APNICのデータベースの登録情報を、JPNICデータベ
ースに移管します
 - 既にAPNICのデータベースにご登録された登録情報は、
APNIC管理の情報となるため、再度JPNICデータベースへ
のご登録をお願いすることになるのですが、IP指定事業者様のご
同意が得られれば、JPNICにて登録情報の移管作業を行
います。

(注) APNICのデータベースに登録されている登録情報は、APNICのデータベースから削除されるまで、APNICの情報取り扱い方針に従って取り扱われます。

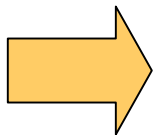
JPNICへ移管後の主な業務の変更点

- 各種申請先(割り振り、割り当て情報等の登録・情報更新・削除など)は全てJPNIC
 - 申請は全てIP指定事業者様よりお願いします。
- 日本語情報の登録
 - 各種登録情報には、英語だけでなく日本語の情報を登録していただきます。
- 情報の取り扱い
 - 「JPNICのIPアドレス割り当て管理業務における情報の取り扱い等に関する規則」に従って、登録された情報は公開・開示の対象となります。
- アドレスポリシー文書
 - 現在APNICの“IPv6 Address Allocation and Assignment Policy”と同様の内容のポリシー文書をJPNICポリシー文書として新たに作成し、このJPNICポリシーに従って運用管理をしていただきます。



JPNICで行なう登録情報の移管

- JPNICで行なう登録情報の移管は、現在APNICのデータベースに登録されている情報をもとに、JPNICの該当する登録情報へ置き換えを行います。
 - inet6numオブジェクト(割り振り・割り当て)
 - ネットワーク情報として
 - domainオブジェクト
 - 割り振り情報中のネームサーバー情報として
 - personオブジェクト、roleオブジェクト
 - 担当グループ情報として

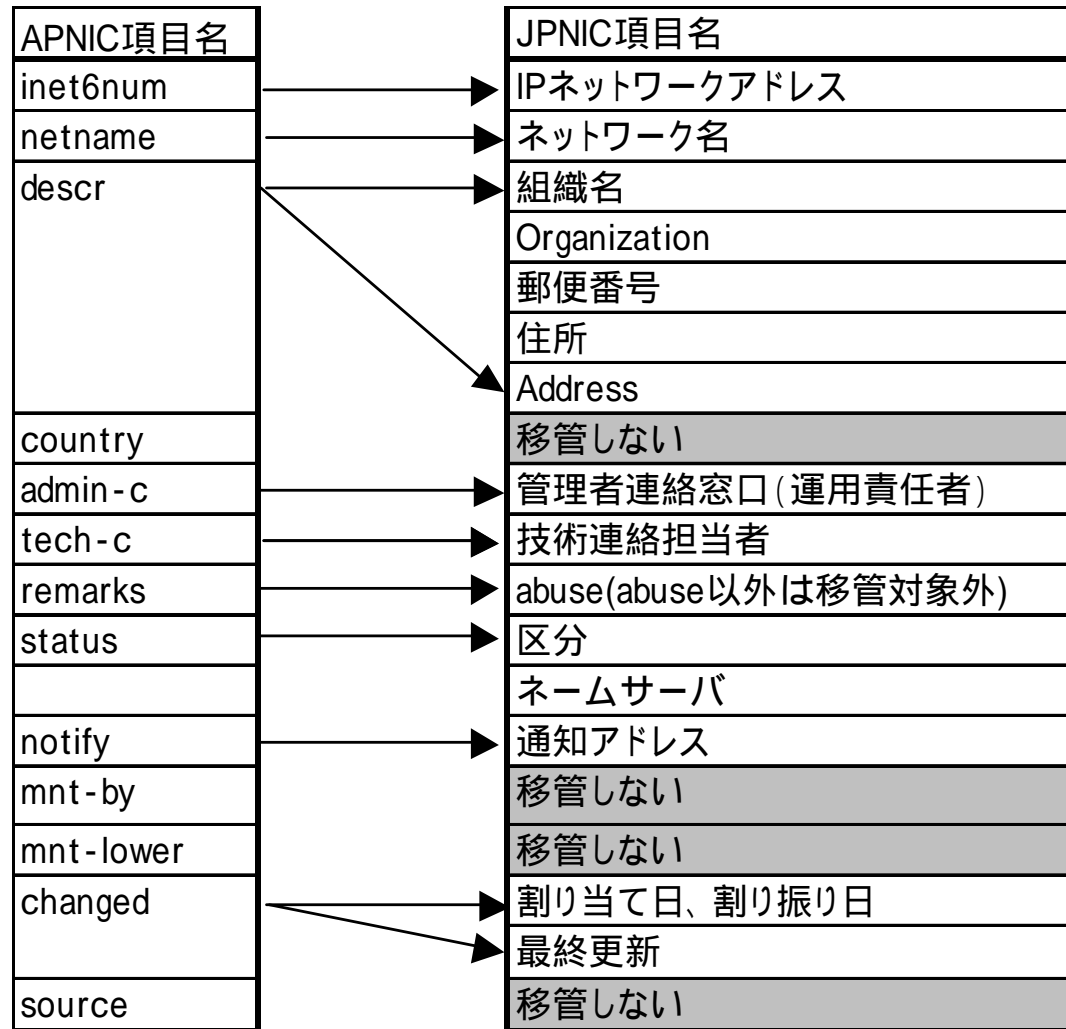


移管後に必要に応じて、JPNICデータベースの情報更新をお願いいたします。

登録情報移管作業においては、細心の注意を払い行います。特にdomainオブジェクトの移管においては、IP指定事業者様のサービスに支障をきたさぬようにいたします。



Inet6numオブジェクト移管





domainオブジェクト移管

APNIC項目名	JPNIC項目名
domain	IPネットワークアドレス(割り振り情報)
descr	移管しない
country	移管しない
admin-c	移管しない
tech-c	移管しない
zone-c	移管しない
nserver	ネームサーバ
remarks	移管しない
notify	移管しない
mnt-by	移管しない
mnt-lower	移管しない
changed	移管しない
source	移管しない

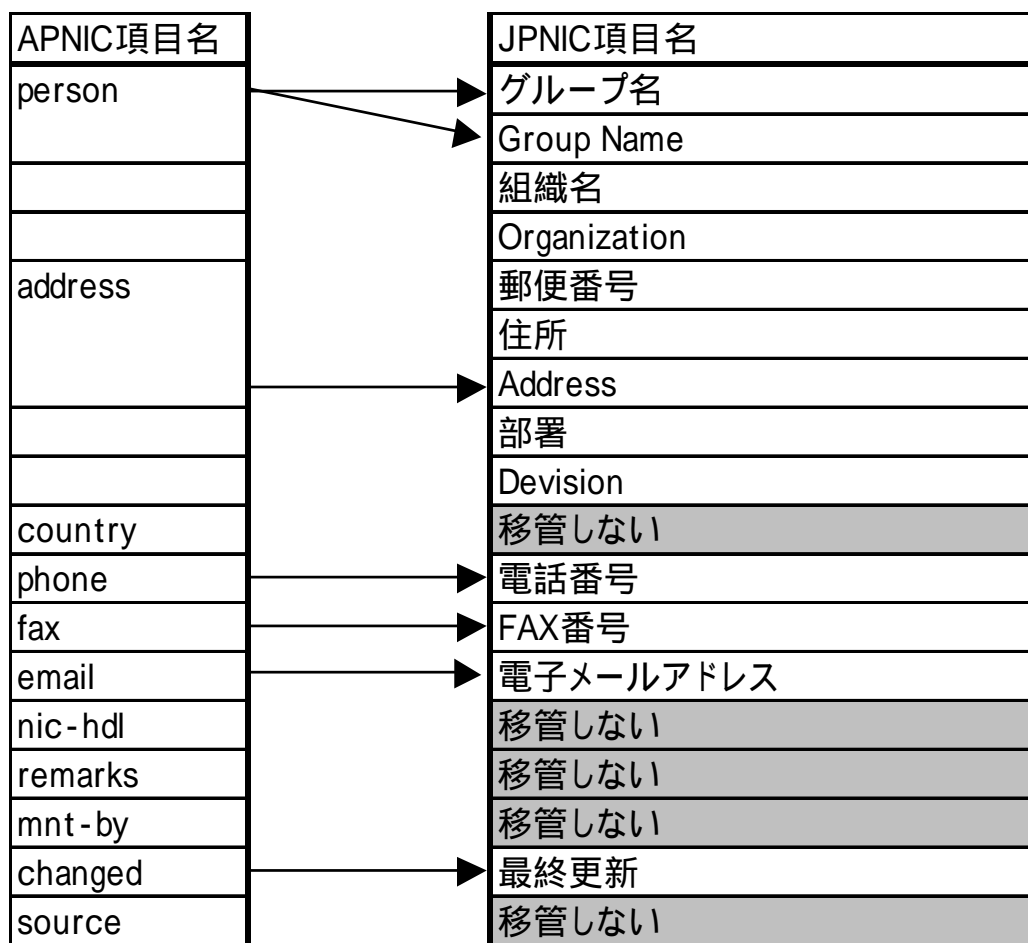


roleオブジェクト移管

APNIC項目名	JPNIC項目名
role	グループ名
	Group Name
	組織名
	Organization
address	郵便番号
	住所
	Address
	部署
	Devision
country	移管しない
phone	電話番号
fax-no	FAX番号
e-mail	電子メールアドレス
trouble	移管しない
admin-c	移管しない
tech-c	移管しない
nic-hdl	移管しない
remarks	移管しない
notify	通知アドレス
mnt-by	移管しない
changed	最終更新
source	移管しない



personオブジェクト移管





各項目移管時の特筆事項(1)

- admin-cを複数ご登録いただいている場合
 - 1行目にご登録いただいているご担当者を管理者連絡窓口のご担当者として登録し、2行目以降のご担当者は、技術連絡担当者として登録
- changedが複数登録されている場合
 - 一番古い日付を割り当て日・再割り振り日として登録
 - 一番新しい日付を最終更新日として登録



各項目の移管時の特筆事項

(2)

- 割り当て区分について
 - APNICの割り当ての登録情報では、インフラ割り当て、ユーザ割り当ての区別がつけられないため、移管時には一律インフラ割り当てとして登録
- 該当する情報がAPNICデータベースに登録されていない場合
 - 空欄として登録
 - 移管後情報更新をお願いいたします



移管作業に伴いご了承くださいたい点

- APNICから移管作業のための登録情報の取得を、拡張サービス開始の数日前に行います。そのため、登録情報を取得した後に、APNICのデータベースを更新されても、JPNICデータベースでは反映されません。
 - 登録情報の取得日が確定しましたらお知らせします。



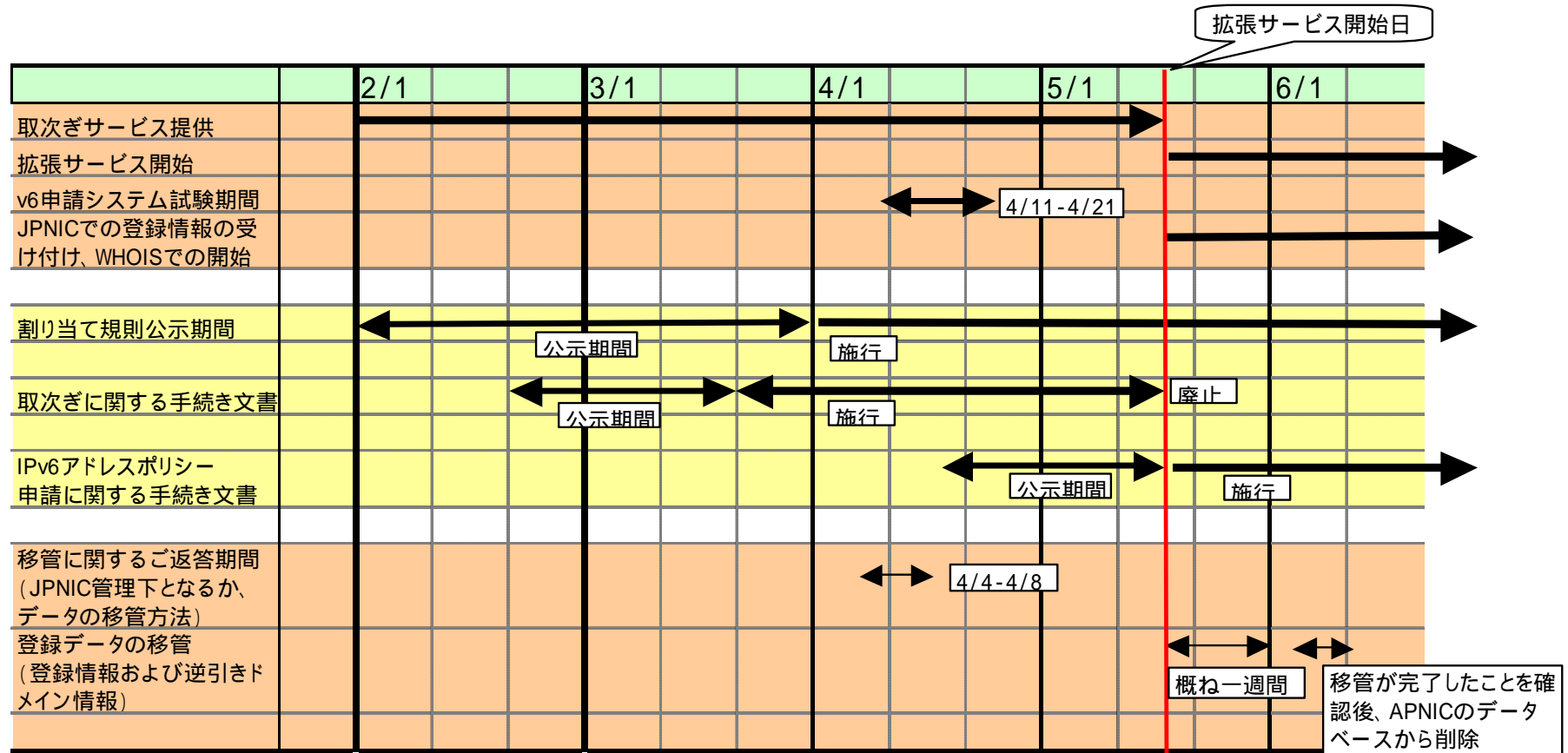
既に割り振りを受けられているIP 指定事業者様への依頼事項

- 割り振られたアドレス空間について、管理元をJPNICへ移管することについてのご検討

JPNICへの移管をご選択された場合、

- APNICの登録情報について、JPNICのデータベースへの移管方法についてのご検討
- JPNIC管理下への移管に伴い、割り当て済みのエンドユーザ様へのご説明

今後のスケジュール



その他

現在IP指定事業者となるための要件の1つに、IPv4アドレスの初回割り振り要件を満たす必要がありますが、その要件のオプションとしてIPv6アドレスの初回割り振り要件を追加いたします。

Q&A

